

第4章 計画推進のための基本的事項

第6期以降の計画は、「地域包括ケア計画」と位置付けられていることから、計画の継続性に配慮するとともに、地域共生社会を視野に入れたなかで、上位計画である「岩見沢市地域福祉計画」の理念に基づき、団塊の世代が75歳を迎える平成37（2025）年に向け、目指すべき「地域包括ケアシステムの深化・推進」を念頭に、基本方針を掲げるとともに、その実現のために重点的に取り組むべき課題を設定します。

【基本理念】

人もまちも元気で健康に

～だれもが、助け合い、支え合いながら、明るく
元気に暮らせるまちを実現します～

【基本方針】

住み慣れた地域で共に支え合い、生きがいを持って
安心して暮らせるまちづくり

1 平成37（2025）年までに実現をめざす計画目標

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい及び生活支援（日常生活の支援が包括的に確保される体制）の構築に努めます。

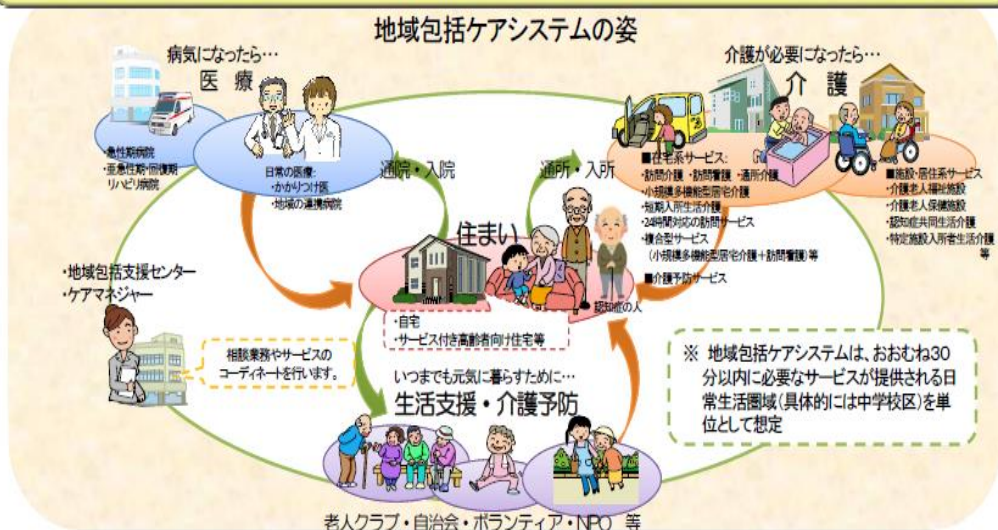
また、高齢者の尊厳を支えるケア実現のため、介護サービスの充実を図る

とともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実など地域包括ケアシステムの深化に向けた方策に取り組みます。

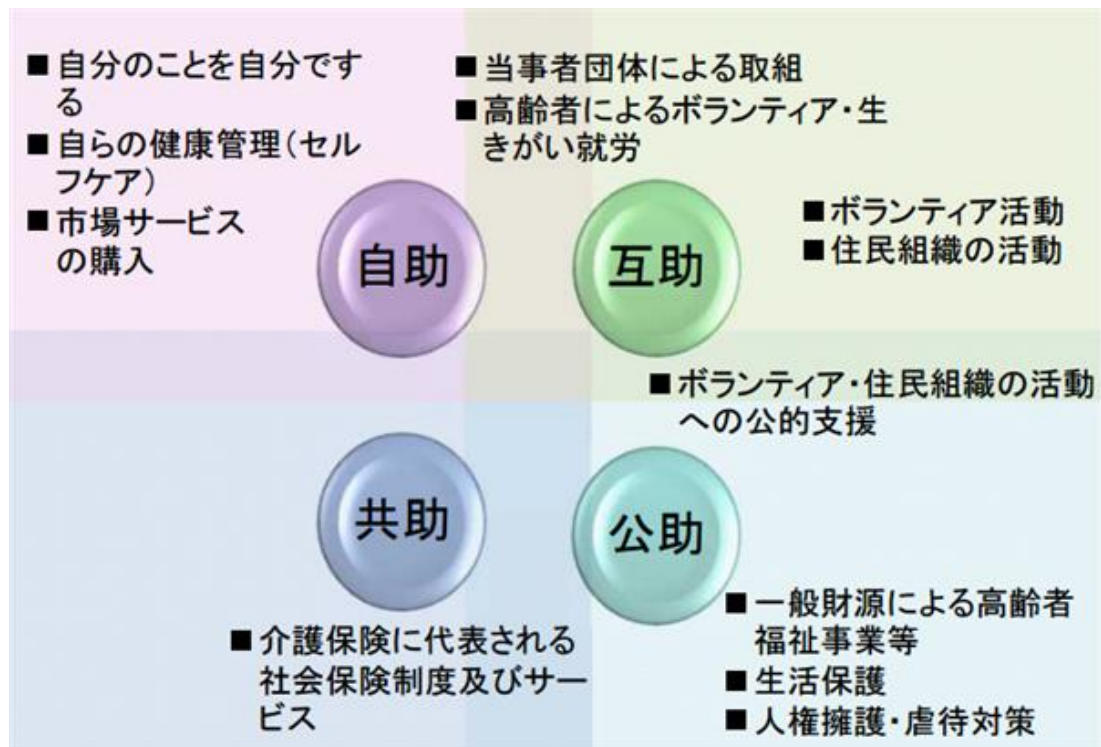
地域包括ケアの提供にあたっては、それぞれの地域が持つ役割分担を踏まえた上で、「自助・互助・共助・公助」に取り組んでいくことが必要とされています。自助は、自らの選択に基づき自らが自分らしく生きるための前提であり、互助は、家族・親族等、地域の人々、友人等の助け合いにより行われるもので、自助や互助は、単に、介護保険サービス（共助）等を補完するものではなく、人生と生活の質を豊かにするものであり、重要性を改めて認識することで市民意識の醸成を図ります。

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。



資料：地域包括ケア研究会



資料：地域包括ケア研究会

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

介護が必要になっても安心して暮らせるよう、要介護認定者に的確に対応するとともに、ニーズにあったサービスの提供に努め、制度の安定的な運営に向けて、適正な介護給付と保険料の賦課、徴収に努めます。

2 計画の基本目標

(1) 住み慣れた地域での安全安心な継続した生活を実現

- ① 地域包括ケアを推進し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指します。
- ② あらゆる世代の方々が、それぞれの地域で、お互いに関わりをもって生きるという「共生」の意識を持ち、すべての高齢者やその家族が、介護のみならず生活全般にわたり、きめ細やか支援を受けることができるよう、地域の実情に応じ、お互いに支え合いながら、高齢者等を見守ることのできる地域づくりを進めます。
- ③ 認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して社会生活が営めるよう、市民が広く認知症について理解し、地域全体で認知症高齢者の生活を支える取組みを進めます。

(2) 健康で生きがいに満ち、活躍できる地域社会の実現

- ① 介護予防や健康づくりに取り組むとともに、全ての高齢者が、住み慣れた地域や家族のもとで安心して暮らすことのできる地域社会づくりを目指し、明るく活力に満ちた高齢社会を築くために、生きがいを推進します。
- ② 高齢者の社会参画の促進や生涯学習の推進に取り組む、明るく生きがいに満ちた暮らしの実現を目指します。

(3) 介護保険制度の円滑な運営

介護サービスを必要とする方が、公平な負担のもと、質の高い介護サービスが受けられるよう、その基盤整備を促進するとともに、介護サービスの質的向上を目指します。

3 基本施策とそれに対する取組み

これら3つの目標を達成するために、10の基本施策を掲げ、第5章に示す高齢者保健福祉・介護保険事業計画の各関連施策に取り組めます。

施策の体系図

| 基本理念 | 基本方針 | 計画目標 | 基本目標 | 基本施策 | 関連施策 | |
|-----------------------------------------------------|------------------------------------------|------------------|----------------------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 人もまちも元気で健康に くだれもが、助け合い、支え合いながら明るく元気に暮らせるまちを実現します | 生きがいを持って安心して暮らせるまちづくり 住み慣れた地域で共に支え合い、 | 地域包括ケアシステムの深化・推進 | 1. 住み慣れた地域での安全安心な継続した生活を実現 | 1 地域包括ケア体制の整備 | (1) 地域包括支援センターの機能強化 (2) 地域ケア体制の整備 (3) 地域共生社会の実現 | |
| | | | | 2 在宅医療・介護の連携強化とサービスの充実 | (1) 在宅医療・介護連携の推進 | |
| | | | | 3 認知症施策の推進 | (1) 認知症初期集中支援チームの設置 (2) 認知症地域支援推進員の活動支援 (3) 認知症高齢者とその家族に対する支援の推進 (4) 認知症サポーターの養成 (5) 認知症ケアパスの作成・普及 (6) 徘徊防止見守り・SOSネットワークの活用 | |
| | | | | 4 地域における生活支援の推進 | (1) 地域での生活を支える体制の構築 (2) 地域における見守り体制の構築 (3) 日常生活自立支援の充実 (4) 冬期間における生活の支援 | |
| | | | | 5 高齢者の権利擁護と虐待防止の推進 | (1) 成年後見制度利用支援事業の実施 (2) 市民後見人養成事業の実施 (3) 認知症高齢者の権利擁護体制の充実 | |
| | | | | 6 高齢者の住まいの支援 | (1) 高齢者の住まいに関する情報提供、相談体制の充実 (2) 在宅高齢者の支援 (3) 多様な住まいの確保 | |
| | | 介護保険制度の持続可能性の確保 | 2. 健康で生きがいに満ち、活躍できる地域社会の実現 | 7 健康づくりの推進 | (1) 健康づくりの推進 | |
| | | | | | 8 介護予防の推進 | (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実 |
| | | | | | | 9 社会参加・生きがいづくりの推進 |
| | | | | 3. 介護保険制度の円滑な運営 | 10 持続可能な事業運営の確保に向けた施策の推進 | |